

## 規制区域が拡大



# 生活道路の最高速度30キロ規制と交通安全対策の実施

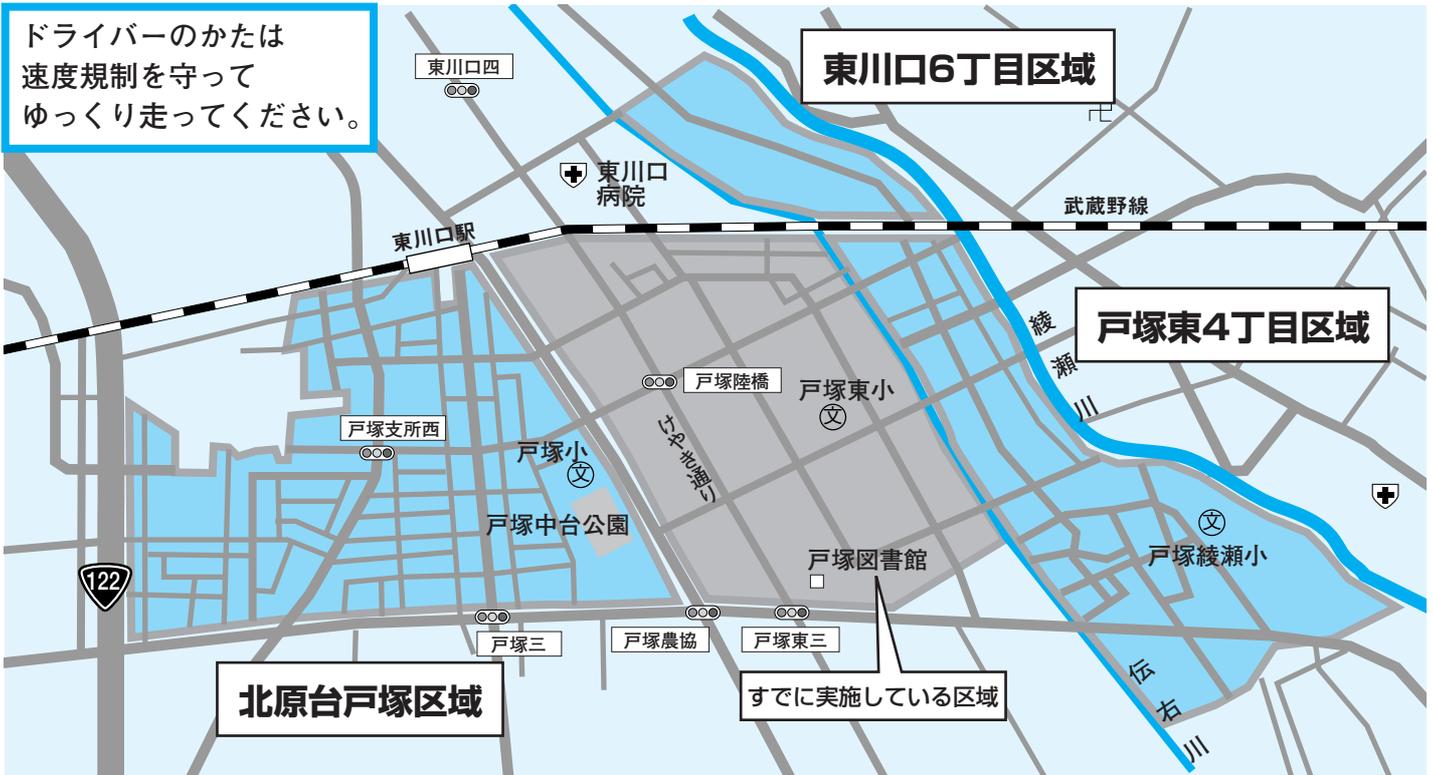
平成18年9月に発生した保育園児死傷事故を受け、昨年3月、川口警察署管内で、生活道路の最高速度30キロ規制と、歩行者や自転車が安全に通行することができるように道路標示などの交通安全対策を実施しました。

新たに、武南警察署管内の5区域（一部の生活道路を除く）とそのほかの生活道路79路線でも、速度規制が実施されます。

※交通規制開始は、標識や標示が設置されたときからとなります。

※鳩ヶ谷地区は、平成24年度中の実施を検討しています。

ドライバーのかたは速度規制を守ってゆっくり走ってください。



問い合わせ…武南警察署交通課  
交通安全対策課

☎048-286-0110

☎048-259-9003

FAX048-254-3471